



## 京都都市計画準防火地域の変更(向日市決定)

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
準防火地域	約63. 1ha	第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 市街化調整区域の地区計画区域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理由

本都市計画は、準防火地域の変更を行うことにより、建物の不燃化や延焼防止による安心・安全な市街地の 形成を図るものである。

## 理由書(案)

国道171号沿道の工業地域については、住宅と工業の混在を防止し、周辺の住環境との調和を図りながら、産業の立地誘導を働きかける工業・流通地区に位置付けているが、本地域南部には、戸建て住宅が中心の低層住宅地が広がっているとともに、沿道サービス施設が立地している。

このことから、「第3次向日市都市計画マスタープラン」において、市の にぎわい・活力の創出を補完する沿道サービス地区及び利便性、安全性、快 適性を兼ね備えた住宅地として環境の充実を図る中密度住宅地区に位置づけ、 地域地区の変更を進めることとしている。

そのため、準防火地域の変更を行うことにより、建物の不燃化や延焼防止 による安心・安全な市街地の形成を図るものである。

京都都市計画準防火地域の変更 新旧対照図(向日市決定)

